

なかもず北部エリアにおける実証実験支援業務 仕様書

1. 業務名

なかもず北部エリアにおける実証実験支援業務

2. 業務の目的

NAKAMOZU イノベーションコア創出コンソーシアム（以下、「コンソ」とする。）は、なかもずエリアがイノベーション創出のリーディングエリアとして発展し、ひいては大阪・関西全体の活性化を図ることを目的に令和3年2月に設立された。

コンソでは、なかもず駅北部に位置するエリアについて、新事業創出・産業支援機関が集積し、低・未利用地の活用も期待されるため、先導的に拠点形成に取り組むとして、昨年度「北部エリアの土地活用の方向性」をとりまとめたところである。

北部エリアの土地活用の方向性における、北部エリアが目指す「人を呼び込み」「交流を生み出し」「ビジネスを育てる」エリアの実現に向け、機能配置案をもとにした土地利用を試験的に作り出し、その際の課題の抽出や集客性向上の観点からエリアのポテンシャルを確認するため、実証実験を行う。また、普段は立ち寄ることの少ない北部エリアへの来訪の機会を創出し、体験を通して感じる土地活用に対する意見を、アンケート調査により確認を行う。

3. 履行場所

堺市内

4. 履行期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

5. 業務の進め方

(1) 本業務は、本仕様書並びに関係法令等に準拠して施行するものとする。本業務に関する疑義が生じたとき及び本仕様書、関係法令に記載のない事項については、コンソ及び本業務を受注した者（以下、「受注者」という。）との協議の上決定する。

(2) 受注者は、契約締結後速やかに着手届、業務責任者届、業務計画書（取組方針、作業工程、スケジュール等）を作成して、コンソに提出すること。

(3) 受注者は、コンソとの連絡を密にし、コンソ担当者の指示に従うこととし、受注者は、業務計画書に基づき適正な工程管理を行い、適宜、業務の進捗状況をコンソへ報告すること。また、受注者は、コンソに打合せ議事録を提出しなければならない。

(4) 個々の具体的な検討にあたっては、本仕様書や総合評価における技術提案の内容に留意しつつ、コンソ担当者との協議の上進めていくこと。

6. 業務内容

受注者は以下の業務を行うものとする。なお、各業務の詳細については、コンソとの協議の上で決定する。

(1) 北部エリアにおける実証実験の実施

- ・実施場所：中百舌鳥駅周辺北部エリア（中百舌鳥駅前公園、OsakaMetro グラウンド、調整池ほか）詳細な場所は別紙のとおり。
- ・実施時期：令和5年10月20日（金曜）、21日（土曜）の2日間を予定
※荒天の場合を除き雨天決行とするため、雨天を考慮したイベント内容も検討すること。
※各日においてニーズやターゲットに応じてイベントの内容を変更しても構いません。

① エントランスゾーン（約1,500㎡を想定）

なかもず駅からのメイン玄関口となることから、中百舌鳥駅前公園において、来場者を惹き込む空間の創出を図る。

- ・駅からも認知でき、SNS映えするなど視覚的インパクトのある（スポット演出等）企画：1企画以上

② 市民広場ゾーン（約1,800㎡を想定）

参加者が飲食や休息などを目的として、リラックスして滞在できるくつろぎ空間の創出を図る。

- ・飲食等の仮設店舗（キッチンカー、飲食ブースなど）の設置：4種類以上
- ・机及び椅子（ベンチ）の設置：4人用机6卓、6人用机4卓、椅子48脚程度
- ※憩いの空間創出に留意すること。（会議机、パイプ椅子等不可）
- ※日差し対策を講じること。

③ マルチイノベーションゾーン

イノベーション創出に向けた体験・交流・情報交換が生まれることを目的として、多様な世代が集い、賑わう空間の創出を図る。

a. Osaka Metro グラウンド（約2,500㎡を想定）

参加者が遊びや最新技術を体験できる空間と、ビジネス交流できる場を創出する。

- ・子ども達（小学生までを対象）が遊び・体験できる企画（移動式遊具の設置、野球教室など）：1企画以上
- ・最新技術（モビリティやVRなど）を体験できる企画：1企画以上

※天候や風なども考慮の上、利用者の安全面に配慮すること。

b. 調整池（約2,200㎡を想定）

昼夜問わず人が集い、賑わいを感じられる空間を創出する。

《昼》

- ・物販、遊戯など参加者が楽しめ、賑わいを生む企画：1企画以上

《夜》 Night Bar の実施

- ・夜間時間帯（17 時～21 時頃）に飲食の仮設店舗（キッチンカー、飲食ブースなど）を設置：6 種類以上
- ・机及び椅子（ベンチ）の設置：適宜

※光の演出等参加者が目で楽しめる空間を創出すること。

④各ゾーンの周遊性向上に資する取組

各ゾーンを楽しく周遊できる取組を実施する。（例：スタンプラリー、エリア内での謎解きなど）

（2）なかもず駅から北部エリアへの誘導

なかもず駅を利用している方々に北部エリアの催しを PR し、北部エリアへの誘導を図る。

・駅前での PR に資する対応（看板等の設置、チラシの配布、映像の放映など）を常時講じる。

（3）実証実験の実施に関する周知・広報活動

市内外から多くの方々に参加していただくため、実証実験の実施に関する周知・広報活動を行う。

- ・各種情報発信媒体（SNS、自社の HP、電子公告、TV 放送、ラジオ放送、新聞等）による事前情報発信の取組：2 媒体以上

※3 週間前を目途に継続して行うこと。

（4）大阪公立大学、学生、NICCC 会員、地元企業等とのコラボ連携

各ゾーンでの企画やコンテンツの実施にあたっては、大阪公立大学や学生とのコラボした企画を実施すること。また、NICCC 会員、地元企業等とのコラボについても検討すること。

（5）効果検証

①アンケート調査

北部エリアの土地活用の実現に向けた課題や機能配置に対するニーズを把握するため、参加者、出店者及び学生へのアンケート調査を実施する。アンケート項目については、コンソで作成するものとし、収集方法については、効率よく、できるだけ多くのアンケート結果を収集できる方法を検討の上、実施すること。

②通行人数や滞在人数の変化の調査

北部エリアの実証実験の実施において、駅周辺から北部エリア方面への通行人数の変化や北側駅前広場に及ぼす影響について検討するため、北側駅前広場から北部エリア方面への通行人数及び駅前の滞在人口の変化をイベント開催日の 2 日間及びイベント開

催日以外の金曜及び土曜において計測すること。

その際、下記の事項を考慮すること。

- ・北側駅前広場から北部エリア方面に向かう通行人数を計測する際は、Osaka Metro 御堂筋線なかもず駅 2 番出口からの通行人数も考慮すること。
- ・北側駅前広場の滞在人数の変化を把握すること。その際、東側滞在空間（南海電鉄と Osaka Metro の間の舞台などがある喫煙所の西側）における滞在人数の変化を考慮すること。
- ・計測に関する関係機関との協議調整については事務局で行うものとし、受注者は資料の作成など協力を行うこと。

※詳細な調査方法や検証内容等については事業者選定後の協議にて決定致します。

③独自の提案

実証実験の目的を踏まえ、効果検証に関する新たな独自の取組を提案すること。

(6) 情報発信用動画等の作成

SNS (Facebook、Twitter、Instagram 等) で情報発信できる動画の撮影及び編集をすること。また、記録となる写真についても撮影すること。

(7) 成果品

① 成果報告書

本業務終了時には、(1) から (5) までの実施結果等について報告するとともに、土地活用に向けた課題整理や提案を踏まえた報告書を作成すること。

② 動画及び写真のデータ

動画については MP4 形式、写真については JPEG 形式を基本とし、それぞれのデータを DVD-R に入れて納品すること。

7. 業務管理

(1) 業務実施計画

契約締結後、コンソと打ち合わせの上、業務実施計画書を作成すること。

(2) 体制

- ・本業務に業務責任者を置くこと。業務責任者は、委託契約期間中は原則同一人物とし、常に業務全体を把握するとともに、業務従事者を指揮監督し、業務の円滑な進捗に努めること。
- ・業務責任者及び業務従事者は、本業務の遂行に必要な知識と経験を豊富に有する者であること。
- ・本業務の従事者を記載した業務従事者届及び実施体制図を作成し、コンソに提出すること。

(3) 進捗管理

- ・コンソから要請があった場合又は受注者が必要であると判断した場合は、進捗報告

及び打ち合わせを実施すること。

- ・実施工程で問題や課題が発生した場合は、情報共有を行うこと。

8. 運営等に当たっての注意事項

- ・実施に必要な電源・水道などは受注者が用意すること。
- ・イベント実施に係る費用（備品借用費など）は、全て委託料に含むものとする。
- ・安全対策として必要に応じた人員を配置し、事故や盗難等への対応、ゴミ箱及び仮設便所を適宜配置すること。また、それらの処理についても受注者で実施すること。
- ・本実証実験では適宜巡回を実施すること。
- ・業務の実施にあたり、コンソが実施する土地管理者や道路管理者、警察との協議については、必要となる資料を作成するものとし、必要に応じて協議にも参加協力すること。
- ・実証実験への参加事業者の抽出・選定・調整についてはコンソと協議の上、受注者で行うこと。
- ・受注者は業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守するものとし、必要となる許可・届出等についてはコンソと調整の上、原則受注者で行うこと。
- ・当該イベントの実施に起因する施設内構造物の破損や汚れ等については受注者が現状復帰を行うこと。

9. 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- ① 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- ② これらの事実が確認された場合、コンソは受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時にはコンソの契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

- ① 本業務に係る落札者と決定され、その旨の通知をうけたもの（以下、「落札者」という）は契約締結までの間において、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは落札者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は堺市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- ② 落札者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、

コンソへ提出しなければならない。

- ③ 落札者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

- ① 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちにコンソに報告し、警察に届け出なければならない。
- ② 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちにコンソに報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ③ コンソは、受注者がコンソに対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- ④ コンソは、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

